

I これまでの主な取組

注) 文中の【三】・【議】について

【三】 第三者委員会報告書の提言に関する事項

【議】 小布施町議会職場環境等調査委員会報告書の提言に関する事項

1 職員体制の強化等

(1) 職員数の採用

- ・ 職員の負担軽減を図るとともに、住民サービス向上のため、積極的に職員を採用【三】
＜正規職員数＞ R元：99人 R2：102人 R3：105人 R4：114人 R5：127人
※保育士含む ※R4.12に職員定数条例改正（118人→145人）

(2) 宿直業務の民間委託（R5～）

- ・ 宿直業務を民間事業者に委託し職員の通常業務以外の業務の負担を軽減

2 適正な労務管理

(1) タイムカードによる在庁時間の把握（R2.6電子化）【議】

- ・ 理事者・管理職による共有
- ・ 一定の時間を超える職員の相談員による面談の実施し健康状況を把握

(2) 時間外勤務の適正管理

- ・ 係長は、朝礼等で係員の業務を把握・確認し、時間外勤務が必要と認められる場合は、事前命令による決裁を徹底
- ・ 特定の職員（係）に長時間の時間外勤務が継続している場合は、業務の平準化や軽減が図られるよう措置【三】【議】
- ・ 毎週水曜日をノー残業デイに設定し、心身のリフレッシュを図るとともに、職員同士の業務サポート体制づくりを推進（R4～）

3 人事・組織等

(1) 人事異動による組織の活性化・職員資質の向上

- ・職員配置や配置期間等の方針を示し、定期的な人事異動により、組織の活性化、職員の成長、業務の属人化の防止、引継を前提とした業務体制を推進

(2) 自己申告書の導入（R2～）

- ・職員の配置希望や個別事情等を把握し、人事異動に活用【議】

(3) 理事者等による人事・組織に係る所属ヒアリングの実施（R4～）【議】

- ・所属の業務や職員の状況をヒアリングし、人事異動や組織改編に反映

(4) マニュアル・引継書の整備【三】

- ・マニュアル・引継書を整備し、円滑な引継を行うとともに、職員間で共有し業務の属人化を防止

(5) 担当係長制の導入（R4～）

- ・業務の専門性が高まる中、迅速かつ的確に業務を行うとともに、職員の意識向上を図るため担当係長制を導入

(6) 懲戒処分規程の整備（R3）

- ・法令遵守と不祥事防止を徹底するため、懲戒処分の基準等を明文化【議】

4 組織風土の改革・コンプライアンス等

(1) 理事者による取組

- ・町長と職員の対話会の開催（R4.2）
- ・「3つの柱で進める職場環境の抜本改善に向けた取組方針」の策定（R4.7）
 - ①職員体制の更なる強化 ②業務の外部委託等 ③チームで働く職場環境づくりの推進

(2) マネジメント体制の強化

- ・管理監督者を対象としたマネジメント研修の実施及び業績評価制度を通じた部下職員への業務支援

(3) ゲートキーパー研修の開催（R3～）

- ・自殺の危険性が高い人の早期発見・早期対応を図るためゲートキーパー研修を開催

(4) ハラスメント対策【議】

- ・職場におけるハラスメントの防止に関する要綱の改定（R元）
- ・ハラスメント相談窓口の設置（内部：総務課、外部：法律事務所）
- ・ハラスメント研修の開催

(5) 他機関との人事交流

- ・長野県、長野県町村会との職員相互派遣、他団体への職員派遣、他団体からの職員派遣受入など

II 今後取り組むこと

これまでの取組を継続しつつ、以下に取り組みます。

1 適正な労務衛生管理の徹底

- (1) 心身不調の未然防止（メンタル強化の研修、健康診断受診勧奨の徹底等）【三】【議】
- (2) 心身不調職員に対する支援の仕組みづくり(支援チームによる定期的な情報共有及び職員の状況に応じた支援プログラムの実施等、組織的な対応の強化)【三】
- (3) 特定の職員・所属に業務が集中しない体制づくり（応援体制、人事異動等）【三】
- (4) 衛生委員会による勤務実態把握及び対応検討【三】【議】

2 人事・組織等

- (1) 人材育成基本方針の改定
- (2) 複数職員による業務体制及び職員間の業務共有体制の構築【三】
- (3) マニュアル・引継書の整備【三】
- (4) マネジメント能力の向上（管理監督者を対象としたマネジメント研修の強化）
- (5) 若手・中堅職員の計画的な人材育成（研修体系の整備による研修の実施）
- (6) 他団体との人事交流の拡大（専門職、周辺市町村等）

3 組織風土の改革

- (1) 職員同士の交流機会の創出・コミュニケーション活性化【三】
- (2) 理事者と職員の意識共有（日常的な対話、理念・方針の明示等）【議】

4 職員体制の強化等

- (1) 専門職（土木職、保健師等）の確保【三】
- (2) 産休・育休、介護休暇職員の代替職員確保【議】

5 推進体制

理事者及び課長等で構成する「小布施町職場環境・働き方改革推進本部」を設置し、職員労働組合及び小布施町衛生委員会と連携して取組を推進する。

各種取組については、定期的に進捗状況を確認し、課題の洗い出し及び不断の見直しを行いながら進めていく。